原子力施設等におけるトピックス (令和4年10月24日~10月30日)

令和4年11月2日原子力規制庁

○令和4年10月24日~10月30日の間に発生した以下の法令報告事象に該当する事案は、下表のとおり。

● 原子炉等規制法第62条の3又は放射性同位元素等規制法第31条の2に基づく報告事案(発生に係る報告に限る)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
			該当なし	

〇主要な原子力事業者(*)の原子力事業所内で令和4年10月24日~10月30日の間に発生した以下に該当する事案は、下表のとおり。

- 保安規定に定める運転上の制限(LCO)から逸脱した事案
- 原子炉等規制法第62条の3に基づく報告事項に該当しないが安全確保に関係する事案で、事業者がプレス公表したもの

*…原子力発電所を所有する電気事業者、日本原子力研究開発機構及び日本原燃㈱

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
10月30日	関西電力株式会社	高浜発電所	高浜発電所3,4号機の運転上の制限の逸脱および復帰について	·LCO逸脱 30日06:00
				·LCO復帰 30日18:05

<参考> 海外の原子力施設におけるトピックス

該当なし

<その他>

該当なし

(別紙)関西電力株式会社からの報告の概要

安全研究 • 調査





目的別メニュー

法令・手続・文書

緊急情報

原子力規制委員会について

24時間以内に緊急情報はありません。

原子力の規制

65 緊急時ホームページ/メール登録

情報提供

3日以内に情報提供はありません。

65

緊急時ホームページ/メール登録

トップページ 法令・手続・文書 規制法令及び通達に基づく申請・届出・許認可等の文書 規制法令及び通達に基づく申請・届出・許認可等文書 原子力施設別表示 <u>原子力発電所の規制法令及び通達に基づく申請・届出・許認可等文書</u><u>関西電力株式会社。高浜発電所</u>関西電力(株)から高浜発電所3、4号機における運転上の制限からの逸脱に係る報告を受理

原子力規制委員会

掲載日:2022年10月31日

関西電力(株)から高浜発電所3、4号機における運転上の制限からの逸脱に係る報告を 受理

放射線防護 • 原子力防災

原子力規制委員会は、令和4年10月30日に関西電力株式会社から、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第87条第9号の規定に基づき、高浜発電所3、4号機の運転上の制 限 (注) からの逸脱について報告を受けました。

(注) 運転上の制限

保安規定において、多重の安全機能を確保するため、予備も含めて動作可能な機器(ポンプ等)の必要台数等を定めているものです。一時的にこれを満足しない状態が発生する と、事業者は運転上の制限からの逸脱を宣言し、速やかに修理等の措置を行うことが求められます。なお、それらの措置を講ずれば、保安規定違反に該当するものではありませ

関係資料

局 高浜発電所3、4号機の運転上の制限の逸脱について【PDF: 558KB】 □

関係ページ

関西電力株式会社 高浜発電所 規制法令及び通達に係る文書

お問い合わせ先

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門 統括監視指導官 村田

担当:実用炉監視部門 小野、林

電話 (直通) 03-5114-2262 電話(代表) 03-3581-3352

利用規約 プライバシーポリシー アクセシビリティについて







原子力規制委員会(法人番号9000012110002)

〒106-8450 東京都港区六本木1丁目9番9号 電話番号:03-3581-3352 (代表) 地図・アクセス

原子力に関するお問い合わせ:03-5114-2190

Copyright © Nuclear Regulation Authority. All Rights Reserved.

高浜発電所3、4号機の運転上の制限の逸脱からの復帰について

2022年10月30日 関西電力株式会社

高浜発電所3号機(加圧水型軽水炉 定格電気出力87万キロワット、定格熱出力266万キロワット)は定格熱出力一定運転中、高浜発電所4号機(加圧水型軽水炉 定格電気出力87万キロワット、定格熱出力266万キロワット)は第24回定期検査中、本日5時18分から3号機A一非常用ディーゼル発電機の定期的なターニング^{※1}を実施しました。ターニング完了後、ターニングギアが外れなくなり同発電機を自動起動できなくなったため、同日6時00分に保安規定の運転上の制限^{※2}を満足していない状態にあると判断しました。

現在、原因について、調査を行っています。 本事象による環境への放射能の影響はありません。

※1:非常用ディーゼル発電機の停止中において、ディーゼル機関内の油潤滑を行うため、定期的に主軸を別のモーターを用いて回転させる作業。

※2:高浜発電所3号機において、保安規定第74条にモード1~4の期間、ディーゼル発電機2基が動作可能であることが求められている。また、高浜発電所4号機において、保安規定85条にモード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間、他号炉である3号機のディーゼル発電機2基が動作可能であることが求められている。

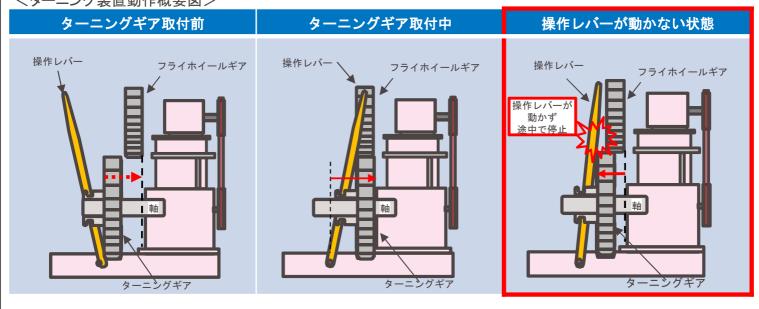
(2022年10月30日お知らせ済み)

その後、ターニングギアを取り外し、同発電機の確認運転を実施した結果、正常に運転できることを確認したことから、本日18時05分に保安規定の運転上の制限を満足する状態に復帰しました。

以上

高浜発電所3号機の運転上の制限の逸脱について

<ターニング装置動作概要図>



ターニング装置の機能

非常用ディーゼル発電機機関の潤滑油膜の保持等のため、外部モータを駆動源とする装置を接続し、非常用ディーゼル発電機の回転軸をゆっくりと回転させるもの。